交通ルールを守りましょう!

交通事故は決して他人事ではありません。ほんの少しの油断や不注意によって、誰にでも、どこに でも起こり得る身近な問題です。交通安全遵守を改めて認識し、悲惨な交通事故に遭わない、また、 交通事故を起こさないために、より慎重な行動に努めましょう。子どもや高齢者の方々にも家族から 声をかけ、交通安全にお互いに注意して事故のない毎日を心がけてください。

運転者のみなさまへ

安全運転5則を守りましょう。

- ①. 安全速度を必ず守る
- ②. カーブの手前でスピードを落とす
- ③. 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ④. 交差点では必ず安全を確かめる
- ⑤. 飲酒運転は絶対にしない

歩行者のみなさまへ

交差点や曲がり角では、停まって、必ず左右の 安全を確かめましょう。

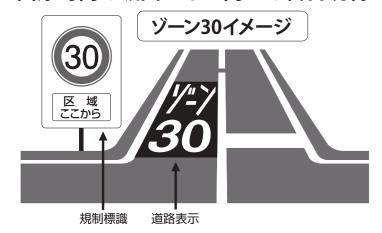
信号が青になっても、急には飛び出さず、左右 の安全を確認しましょう。

夜間、歩く際は明るい服装や反射材でドライバー から目立つようにしましょう。

ゾーン30を 知っていますか?

生活道路における歩行者等の安全な交通を確保 することを目的として、区域(ゾーン)を定めて 最高速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、 その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾー ン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道とし

西原町内は坂田ハイツ内のみ終日規制

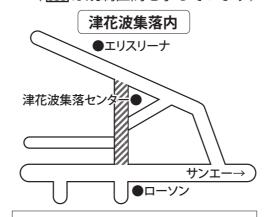




飲酒運転を県民総ぐるみで根 絶するため、平成28年9月、 沖縄県交诵安全推進協議会 において「飲酒運転根絶ロゴ マーク」が定められました。

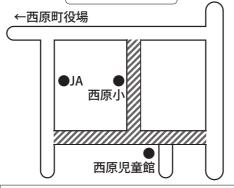
西原町内の主な規制区間

(は規制区間を示しています)



通行規制時間帯(7:00-9:00) 車両の通行が多い時間帯に周辺住民の 安全確保のため毎日規制しています。

西原小学校前



通行規制時間帯(7:00-8:30) 通学する生徒の安全確保のため平日の み規制しています。

【お問い合わせ】 浦添警察署 **25**875-0110 総務部 生活環境安全課 生活安全係 25945-5018

(学童) クラブの利用料を助成します!

西原町では、放課後児童(学童)クラブを利用している児童の世帯(市町村民税非課税世 帯等)に、放課後児童(学童)クラブの平成28年10月分利用料から助成金を交付します。

西原町に住所があり、放課後児童(学童)クラブを利用し、小学校に 就学している児童の保護者で、次に該当する世帯が対象となります。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 市町村民税非課税世帯

≪助成金≫

放課後児童(学童)クラブの利用児童1人につき、平成28年10月利用分以降で、支払っ た1か月あたりの利用料の2分の1以内の金額(月額5千円を限度)。

≪申 請≫

以下の書類等を持参し、こども福祉課の窓口で申請してください。

利用後、複数月分をまとめて申請してかまいません。(助成金は口座に振り込みます

- ① 領収書(放課後児童(学童)クラブが発行したもの)
- ② 放課後児童(学童)クラブの利用料を支払ったことがわかる月謝袋等の写し
- ③ 印鑑(シャチハタ不可)
- ④ 通帳又はキャッシュカードの写し
- ※申請期限は、利用した月の翌月から起算して1年以内となります。

お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

~健康教室~

リンパマッサージ・健康ストレッチなどで腰痛、肩こりなどの改善方法を学びます。

【日 時】 全6回(全て木曜日) 14:00~16:00

①1月19日 ②1月26日 ③2月2日

④2月9日 52月16日 62月23日

【場 所】 西原町社会福祉センター 大広間

【対象者】 西原町在住の成人者(定員50名)

上原拓也氏(西原町スポーツ推進委員・介護予防運動指導士)

【申 込】 所定の申込書に必要事項を記入し、西原町民体育館事務室へ直接持参する か、FAXでお申込み下さい。(FAXの場合は確認のお電話をお願いします)

12月19日(月)~1月6日(金) 9:00~17:00

(12月29日~1月3日は受付できません)

【申込先・お問い合せ】 西原町民体育館 25945-8095 FAX945-8096

コンクリート補修



西原町字内間111-2 TEL.882-9155

お見積り無料



11 広報にしはら No.538 H28.12.1